

議第35号

滋賀県国民健康保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県国民健康保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県国民健康保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第18条を第22条とし、第17条の次に次の4条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準）

第18条 政令第11条の2第3項の条例で定める基準は、子ども・子育て支援納付金納付金所得係数が同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第19条 政令第11条の2第4項の条例で定める数は、同項第1号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第20条 政令第11条の2第5項の条例で定める数は、同項第2号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲）

第21条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数に係る政令第11条の2第7項の条例で定める範囲は、零を超え1未満とする。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県国民健康保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例第4条の規定による国民健康保険事業費納付金の額の算定および市町への通知は、この条例の施行前においても、改正後の滋賀県国民健康保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例の規定の例により行うことができる。